

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の場合の貸付限度額

別表 1

＜貸付額＞ ・年収めやす(※1)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※1)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内 (上限24万円)

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
(政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額)
 (早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。(生徒本人が平成18(2006)年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。)

※ 注意 ※

扶養する子どもの人数が確定するまでは、子どもの人数を1人として貸付額を算定します。
 そのため、貸付超過が生じる場合があります。超過貸付分については、返還していただきます。
 (扶養する子どもの人数は、『大阪府授業料支援補助金』の申請結果確認後に確定します。)

全日制

＜授業料が年間60万円(大阪府の標準授業料)の学校の場合＞

[] 内は、扶養する子どもの人数

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	保護者負担額 ①-(②+③)	貸付限度額	備 考	
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	600,000円	396,000円	204,000円	600,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。	
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	600,000円	[1人]	281,200円	(保護者負担)	400,000円	200,000円	300,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』の範囲内での貸付となります。 ・扶養する子どもの人数で支援補助金の額が変わります。(※2) ・授業料にかかわらず保護者の負担額は変わりません。
			[2人]	381,200円	(保護者負担)	500,000円	100,000円	200,000円	
			[3人~]	481,200円	(保護者負担)	600,000円	0円	100,000円	
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	600,000円	[1人]	0円	(保護者負担)	118,800円	481,200円	240,000円	・扶養する子どもの人数で支援補助金の額が変わります。(※2) また、貸付限度額(年額)も異なります。(※3) ・授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と左記負担額の合計額が保護者の負担額となります。
			[2人]	181,200円	(保護者負担)	300,000円	300,000円	100,000円	
			[3人~]	381,200円	(保護者負担)	500,000円	100,000円	0円(貸付対象外)	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	600,000円	※就学支援対象外 ※支援補助対象外 (全額保護者負担)		0円	600,000円	240,000円	・貸付限度額(年額)は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。	

＜授業料が年間45万円の学校の場合＞

[] 内は、扶養する子どもの人数

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	保護者負担額 ①-(②+③)	貸付限度額	備 考	
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	450,000円	396,000円	54,000円	450,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。	
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	450,000円	[1人]	131,200円	(保護者負担)	250,000円	200,000円	300,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』の範囲内での貸付となります。 ・扶養する子どもの人数で支援補助金の額が変わります。(※2) ・授業料にかかわらず保護者の負担額は変わりません。
			[2人]	231,200円	(保護者負担)	350,000円	100,000円	200,000円	
			[3人~]	331,200円	(保護者負担)	450,000円	0円	100,000円	
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	450,000円	[1人]	0円	(保護者負担)	118,800円	331,200円	240,000円	・扶養する子どもの人数で支援補助金の額が変わります。(※2) また、貸付限度額(年額)も異なります。(※3)
			[2人]	31,200円	(保護者負担)	150,000円	300,000円	100,000円	
			[3人~]	231,200円	(保護者負担)	350,000円	100,000円	0円(貸付対象外)	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	450,000円	※就学支援対象外 ※支援補助対象外 (全額保護者負担)		0円	450,000円	240,000円	※ 貸付限度額(年額)は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。	

通信制

＜授業料が年間25万円(1単位あたり10,000円、年間25単位)の学校の場合＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	保護者負担額 ①-②	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	250,000円 (10,000円 × 25単位)	0円	100,000円	授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	250,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)	(保護者負担) 129,700円 (5,188円 × 25単位)	230,000円	『授業料実質負担額』 + 『10万円』の 範囲内での貸付となります。
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	250,000円		130,000円		
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	250,000円	250,000円 (全額保護者負担)		240,000円	『授業料実質負担額』の範囲内での貸付 となります。(上限24万円)

(※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものである。
 (※2) 所得判定額(保護者合算)が154,500円以上304,200円未満に該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どもの扶養する世帯は、「多子世帯」としてさらに手厚い支援を受けることができます。
 ・生徒本人と同じ保護者に扶養されていることが必要です。
 ・年度末(令和6年4月1日時点)で年齢が19歳以上の子どもの場合は、次に示す学校に在籍していることが必要です。
 <高校段階> 国の就学支援金の支給対象となる以下の学校
 ○ 国公立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)
 ※専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。
 ○ 公立専修学校(高等課程)
 ○ 国公立高等専門学校
 ○ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)
 ○ 「調理師法」に基づく調理師養成施設(※)
 ○ 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設(※)
 ○ 「理容師法」に基づく理容師養成施設(※)
 ○ 「美容師法」に基づく美容師養成施設(※)
 ○ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)
 (※) 専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。
 <大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)
 ※浪人生については、高等学校等卒業後1年間に限り人数に含めます。
 ※大学院、海外の学校は対象外です。
 (※3) 所得判定額(保護者合算)が251,100円以上304,200円未満に該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どもの扶養する世帯で、大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

※ 年収めやす590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に在学の場合の貸付限度額

別表 2

＜貸付額＞ ・年収めやす(※)800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす(※)800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）
 （早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「（課税標準額-33万円）×6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成18（2006）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

全日制 ※年収めやす(※)590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、39万6,000円ですが、授業料が39万6,000円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

＜授業料が年間60万円の学校の場合（授業料>(国)就学支援金）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国)就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	600,000円	396,000円	204,000円	304,000円	・貸付限度額（年額）は、『授業料実質負担(保護者負担)額』（以下、『保護者負担額』という。）に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。 （千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	600,000円	118,800円	481,200円	582,000円	
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	600,000円			240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	600,000円	600,000円 (全額保護者負担)			・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

＜授業料が年間35万円の学校の場合（授業料<(国)就学支援金）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国)就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	350,000円	350,000円	0円	100,000円	・『保護者負担額』は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	350,000円	118,800円	231,200円	332,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	350,000円			232,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 （千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	350,000円	350,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

通信制 ※年収めやす(※)590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

＜授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）の学校の場合（授業料<(国)就学支援金）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国)就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	250,000円 (10,000円 × 25単位)	0円	100,000円	・『保護者負担額』は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	250,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)	129,700円 (5,188円 × 25単位)	230,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	250,000円			130,000円	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	250,000円	250,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・『保護者負担額』の範囲内での貸付 となります。（上限24万円）

＜授業料が年間37万5千円（1単位あたり15,000円、年間25単位）の学校の場合（授業料>(国)就学支援金）＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国)就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	375,000円	300,750円 (12,030円 × 25単位)	74,250円 (2,970円 × 25単位)	175,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	375,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)	254,700円 (10,188円 × 25単位)	355,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	375,000円			240,000円	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	375,000円	375,000円 (全額保護者負担)			・『保護者負担額』の範囲内での貸付 となります。（上限24万円）

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。